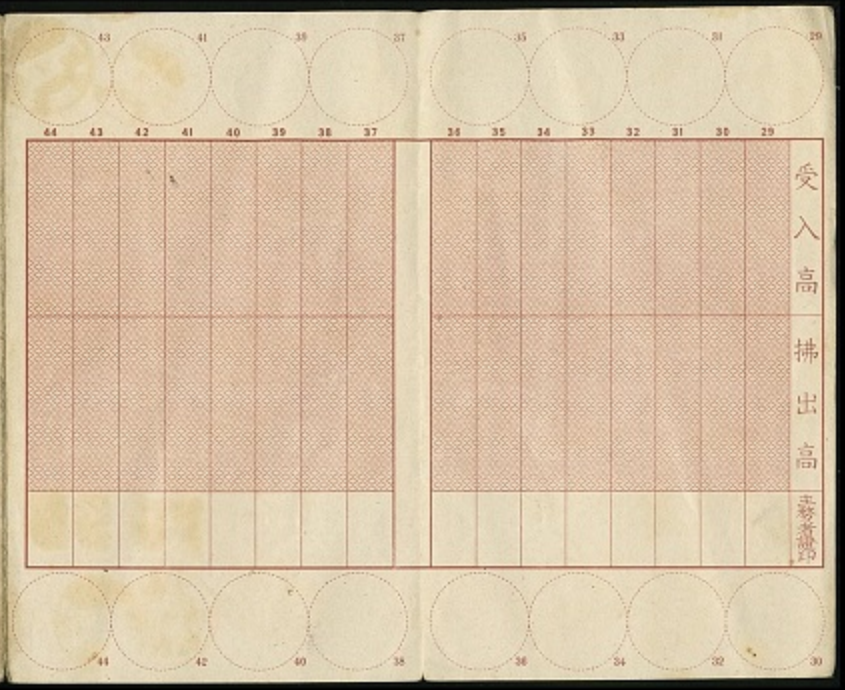

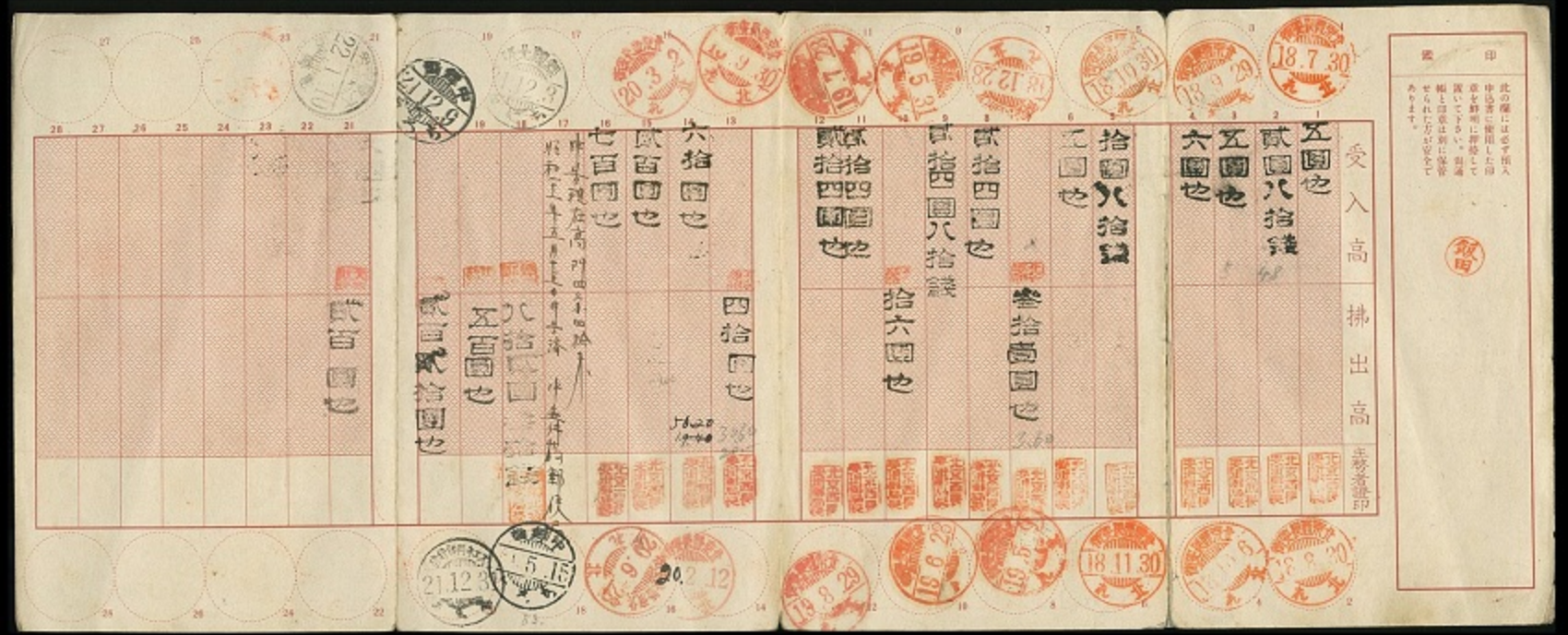

郵便貯金通帳

原簿所管	下關貯金支局
記號番號	北れ05171

編受	住所	氏名
[illegible]	北京市[illegible] [illegible]衛[illegible]橋 [illegible]一號	飯田夫子　殿

内閣印刷局製造

12.3[illegible]

制度のあらまし

預　入　郵便局で本通帳に預入金を記入したうえ、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通常拂　預け入の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

即時拂　（一）原簿所管廳の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内なら即時現金の支拂を致します。

（二）「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

（イ）預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内、

（ロ）他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意　貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十圓未滿の端數を附けず且五十錢以上を殘して置いて下さい。

拂戻の猶豫　多額の拂戻は資金の都合ですぐには應じ兼ねる場合もありますから、豫め拂渡郵便局へお申出下さい。

利　子　毎年三月末を區切つて元金に繰入れ、通帳をお出しのときに之に記入致します。

證券の購入及保管　貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再度通帳　通帳に餘白がなくなつたり通帳を汚し、毀損又は紛失したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

讓　渡　貯金を讓渡することは、[illegible]又は遺言に依る場合の外は個人間の讓渡は出來ません。

改　印　印章に通帳を添へて郵便局へお申出下さい。

轉　居　轉居を郵便局又は原簿所管廳へお申出になると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無效處分　十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無效になることがあります。

其他の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

29　31　33　35　37　39　41　43

	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
受入高																
拂出高																
主務者認印																

30　32　34　36　38　40　42　44

印鑑

此の欄には必ず預入申込書に使用した印章を鮮明に押捺して置いて下さい。印鑑欄と印章は別に保管せられた方が安全であります。

	受入高	払出高	主務者認印
1	五圓也		
2	貳圓八拾錢		
3	五圓也		
4	六圓也		
5	拾圓八拾錢		
6	五圓也		
7		參拾壹圓也	
8	貳拾四圓也		
9	貳拾四圓八拾錢		
10		拾六圓也	
11	貳拾四圓也		
12	貳拾四圓也		
13		四拾圓也	
14	六拾圓也		
15	貳百圓也		
16	七百圓也		
17	昨年残高円四千四拾八 昭和二十一年五月十五日現在 [illegible]郵便局		
18		八拾[illegible]圓[illegible]	
19		五百圓也	
20		貳百貳拾圓也	
21		貳百圓也	
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			

1 18.7.30
2 18.8.30
3 18.9.29
5 18.10.30
6 18.11.30
7 18.12.28
9 19.5.31
10 19.6.29
12 19.8.29
15 20.3.2
14 20.2.12
18 .5.15
20 21.12.3
19 21.12.9